

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第2四半期)

自 2021年10月1日

至 2021年12月31日

株式会社エアーローゼット

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	3
第2 事業の状況	4
1 事業等のリスク	4
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
3 経営上の重要な契約等	6
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1 四半期財務諸表	16
(1) 四半期貸借対照表	16
(2) 四半期損益計算書	17
第2 四半期累計期間	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報	23

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年6月24日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自2021年10月1日 至2021年12月31日）
【会社名】	株式会社エアークローゼット
【英訳名】	airCloset, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 天沼 聡
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目1番31号
【電話番号】	（03）－6452－8654（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理グループ長 森本 奈央人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目1番31号
【電話番号】	（03）－6452－8654（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理グループ長 森本 奈央人

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期累計期間	第7期
会計期間	自 2021年7月1日 至 2021年12月31日	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日
売上高 (千円)	1,603,446	2,887,057
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△105,035	29,359
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△340,207	△344,653
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	1,028,813	766,613
発行済株式総数	9,020	8,420
普通株式	4,319	3,719
A種優先株式 (株)	1,304	1,304
B種優先株式	1,267	1,267
C種優先株式	800	800
D種優先株式	1,330	1,330
純資産額 (千円)	195,859	41,066
総資産額 (千円)	1,553,637	1,419,439
1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△65.48	△68.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	11.9	0.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,698	353,484
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△438,848	△797,593
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	495,193	454,231
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	853,088	789,046

回次	第8期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純損失(△) (円)	△23.78

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記

載しておりません。

4. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は、2022年4月15日付で普通株式1株につき800株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純損失を算定しております。
6. 当社は、第7期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間は昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の全世界における感染拡大の影響により、世界各国で出入国禁止等の渡航制限や外出制限などの措置が行われております。日本国内では新型コロナウイルス感染症流行の長期化・再拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・延長され、経済活動が大きく制限されました。国内のワクチン接種率が順調に上昇し、新規感染者数は減少傾向にありますが、依然として経済活動の完全な再開への先行きについては不透明な状況が続いています。

特に、テレワークの増加や外出自粛によるファッション全体の需要の低下及び店舗の臨時閉店等の影響により、ファッション市場は他の業界と比較してもダメージの大きい市場となっています。一方で、外出自粛や店舗の閉鎖により消費者の購買行動が変容し、EC化率が著しく上昇している状況です。

その中でも、当社の属するファッションレンタル市場は、ファッション全体に対する需要低下の影響は受けつつも、ECサービスであること、外出自粛でも自宅でサービスが受けられることなどもあり、継続的な需要が保てている状況です。さらに、当第2四半期累計期間は、昨年度の顧客動向等の経験を活かし、マーケティングによる獲得手段やCRM領域における退会抑止の施策に工夫を重ねてまいりましたが、感染防止措置の発出・延長の影響で外出数が減少し、一時的な需要減を受け、当第2四半期累計期間の会員数は減少しました。しかしながら、足元で新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあり、2022年1月以降の経営成績及び財政状態に及ぼす影響も徐々に改善してくる期待があります。

新型コロナウイルス感染症にかかる外部環境の変化については依然として予測困難な影響を及ぼす可能性が残されており、その影響額については、提出日現在において合理的に見積もることは困難であります。

このような環境下、当社はパーソナルスタイリングの要素を強みとしてファッションレンタルサービスのパイオニアとしてのポジションを維持し、市場を牽引する立場として成長を遂げております。特に新型コロナウイルス感染症による影響をファッション業界の他社と比較しても限定的な範囲に留められた要因として、提供チャネルがECであること、パーソナルサービス、サブスクリプションのビジネスモデルを採用していることが挙げられます。

また、当第2四半期には、これまで外部ベンダー提供の倉庫管理システム（Warehouse management system：WMS）を活用してきたところ、同システムの完全内製化を終えることができました。WMSの内製化は、当社サービスの運営コスト抑制のみならず、物流プラットフォームを外販し、シェアリングサービスのフルフィルメント機能の提供者として地歩を固めるために実施しました。翌四半期以降の成長の布石として、当プラットフォームの他企業様の実利用にむけて、企画活動・営業活動を行っております。

これらの結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高1,603,446千円、営業損失99,621千円、経常損失105,035千円、四半期純損失340,207千円となりました。

なお、当社は、パーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は1,273,802千円となり、前事業年度末に比べ122,864千円増加しました。これは主に現金及び預金が64,042千円増加したことによるものであります。

固定資産は、279,834千円となり、前事業年度末に比べ11,333千円増加しました。これは主に機械装置が76,120千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は1,553,637千円となり、前事業年度末に比べ134,197千円増加しました。

(負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は905,857千円となり、前事業年度末に比べ15,981千円減少しました。これは主に前受金が23,723千円減少したことによるものであります。

固定負債は451,921千円となり、前事業年度末に比べ4,612千円減少しました。これは主に長期借入金が10,805千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,357,778千円となり、前事業年度末に比べ20,594千円減少しました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は195,859千円となり、前事業年度末に比べ154,792千円増加しました。これは主に資本金が262,200千円、資本剰余金が262,200千円それぞれ増加し、四半期純損失の計上に伴い利益剰余金が340,207千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は11.9%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末より64,042千円増加し、853,088千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税引前四半期純損失339,062千円に減価償却費等の非資金項目、営業活動に係る債権・債務の加減算を行った結果、営業活動によるキャッシュ・フローは7,698千円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は438,848千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出427,155千円、敷金及び保証金の差入による支出11,692千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は495,193千円となりました。これは主に、株式の発行による収入495,000千円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,800
A種優先株式	10,000
B種優先株式	10,000
C種優先株式	800
D種優先株式	2,000
計	53,600

- (注) 1. 2022年4月15日開催の臨時株主総会における決議により、2022年4月15日付で種類株式の取得及び消却に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は17,520株減少し、36,080株となっております。
2. 2022年3月31日開催の取締役会決議により、2022年4月15日付で当社普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させ、分割後の発行可能株式総数は、28,827,920株増加し、28,864,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,319	7,376,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,304	—		(注) 1
B種優先株式	1,267	—		
C種優先株式	800	—		
D種優先株式	1,330	—		
計	9,020	7,376,000	—	—

- (注) 1. 2022年3月31日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年4月15日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年4月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年4月15日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年4月15日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年3月31日開催の取締役会決議により、2022年4月15日付で、当社普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。分割後の発行済株式総数は、7,206,980株増加し、7,216,000株となっております。
4. 2022年1月1日から2022年6月24日までの間に、新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式総数は160,000株増加しております。
5. 種類株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 発行株式の種類

株式会社エアーフローゼットA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式（以下、これらを総称して「本件種類株式」といい、それぞれの種類株式を「各種類株式」という。）

(2) 剰余金の配当

① 当会社が剰余金の配当をするときは、C種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）及びD種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録質権者」という。）に対して同順位にて、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）及びB種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、その時点においてC種優先株式が普通株式に転換されたとして交付される数の普通株式に対する配当額と同額を配当し、D種優先株式1株につき、その時点においてD種優先株式が普通株式に転換されたとして交付される数の普通株式に対する配当額と同額を配当する。

② 当会社は、優先配当を行った後、同時期に当会社がさらに剰余金の配当をするときは、その時点においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式が定款第19条に従い普通株式に転換されたと仮定して交付される普通株式の数に応じて、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者、C種優先株主及びC種優先登録質権者並びにD種優先株主及びD種優先登録質権者に対して、同順位で配当を行う。

(3) 残余財産の分配

① 当社は、清算又は買収時に残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びD種優先株主又はD種優先登録質権者に対して同順位にて、A種優先株主又はA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき金750,000円

(但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。) (以下「B種優先残余財産分配額」という。)を支払い、C種優先株式1株につき金772,000円(但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。) (以下「C種優先残余財産分配額」という。)を支払い、D種優先株式1株につき金977,636円(但し、D種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、D種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。) (以下「D種優先残余財産分配額」という。)を支払う。

なお、残余財産の額が、発行済B種優先株式の数(自己株式を除く。)にB種優先残余財産分配額を乗じた額と、発行済C種優先株式の数(自己株式を除く。)にC種優先残余財産分配額を乗じた額と、発行済D種優先株式の数(自己株式を除く。)にD種優先残余財産分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、B種優先株式1株当たりの分配額とC種優先株式1株当たりの分配額とD種優先株式1株当たりの分配額の比率が、B種優先残余財産分配額とC種優先残余財産分配額とD種優先残余財産分配額の比率と同じになるように分配する。

② ①による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者、D種優先株主又はD種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金383,580円(但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。) (以下「A種優先残余財産分配額」という。)を支払う。

③ ②による分配の後なお残余財産がある場合には、その時点においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式が定款第19条に従い普通株式に転換されたと仮定して交付される普通株式の数に応じて、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者、C種優先株主及びC種優先登録質権者並びにD種優先株主及びD種優先登録質権者に対して、同順位でそれぞれ分配する。

(4) 議決権

① A種優先株主(定款第14条に定義される。)は、当社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

② B種優先株主(定款第14条に定義される。)は、当社の株主総会においてB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

③ C種優先株主(定款第14条に定義される。)は、当社の株主総会においてC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

④ D種優先株主(定款第14条に定義される。)は、当社の株主総会においてD種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(5) 譲渡制限

当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(6) 取得請求権

① A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主は、当社が、(i)吸収分割又は新設分割により当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させた場合、又は(ii)当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。なお、償還請求の効果は、償還請求が最初に行われた日の翌日から起算した1ヶ月後の日(以下「償還請求効力発生日」という。)に生じるものとする。

② 前項に基づくA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の1株あたりの取得価額は、①の(i)の吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は前項(ii)の事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当社に支払う金額を残余財産とみなし、残余財産の分配を行うと仮定した場合にA種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びD種優先株主又はD種優先

登録質権者に対しそれぞれ支払われるべき残余財産分配額に相当する額とする。

③ 償還請求効力発生日において、B種優先株主によるB種優先株式の償還請求、C種優先株主によるC種優先株式の償還請求及びD種優先株主によるD種優先株式の償還請求に加えて、A種優先株主によるA種優先株式の償還請求その他の優先株主による償還請求があった場合は、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主がA種優先株主に先立ち、B種優先残余財産分配額、C種優先残余財産分配額及びD種優先残余財産分配額について支払いを受けるものとする。

なお、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得と引換えに交付される取得価額の合計額が会社法第461条第2項に定める分配可能額を超える場合には、分配可能額の範囲に相当する株式数についてのみ償還請求の効力が生ずるものとし、この場合に償還請求の効力が生ずる株式の数は、償還請求がなされたB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に対する取得価額の合計額に応じて、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式ごとの取得株式数を算出した上で（かかる按分計算により生じる1株未満の株式は切り捨て、償還請求の対象としない。）、当該算出したB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の数について、償還請求を行ったB種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の保有する株式数に応じて按分した数とする（なお、かかる按分計算により生じる1株未満の株式は切り捨て、取得請求の対象としない。）。

B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主に対する支払いの後なお分配可能額がある場合には、A種優先株主がB種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主に先立ち、A種優先残余財産分配額に相当する金額の支払いを受け、その後なお分配可能額がある場合には、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主が、その時点においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式が定款第19条に従い普通株式に転換されたと仮定して交付される普通株式の数に応じて、それぞれ同順位にて支払いを受けるものとする。

(7) 種類株主総会決議

株主総会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするものはございません。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

当会社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはございません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日 (注) 1	普通株式 600	普通株式 4,319 A種優先株式 1,304 B種優先株式 1,267 C種優先株式 800 D種優先株式 1,330	262,200	1,028,813	262,200	1,171,369

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

- 2022年3月31日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年4月15日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年4月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
- 2022年3月31日開催の取締役会決議により、2022年4月15日付で、当社普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。分割後の発行済株式総数は、7,206,980株増加し、7,216,000株となっております。
- 2022年1月1日から2022年6月24日までの間に、新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式総数は160,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ87,460千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
天沼 聡	千葉県市川市	1,670	18.51
Monoful Pte. Ltd.	501 Orchard Road, #08-01 Wheelock Place, Singapore	1,387	15.38
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川二丁目6番10号	1,060	11.75
住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号	1,000	11.09
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	850	9.42
SIG Asia Fund IV, LLLP	401 City Ave, Bala Cynwyd, PA 19004, USA	800	8.87
前川 祐介	千葉県柏市	389	4.31
Samurai Incubate Fund 4号投資 事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目3番50号	340	3.77
小谷 翔一	東京都渋谷区	200	2.22
SMB Cベンチャーキャピタル6 号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	200	2.22
計	-	7,896	87.54

- (注) 1. 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 当社は、2022年4月15日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)		議決権の数 (個)		内容
無議決権株式	—		—		—
議決権制限株式 (自己株式等)	—		—		—
議決権制限株式 (その他)	—		—		—
完全議決権株式 (自己株式等)	—		—		—
完全議決権株式 (その他)	普通株式	4,319	普通株式	4,319	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
	A種優先株式	1,304	A種優先株式	1,304	
	B種優先株式	1,267	B種優先株式	1,267	
	C種優先株式	800	C種優先株式	800	
	D種優先株式	1,330	D種優先株式	1,330	
単元未満株式	—		—		—
発行済株式総数	9,020		—		—
総株主の議決権	—		9,020		—

- (注) 1. 2022年3月31日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年4月15日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年4月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年3月31日開催の取締役会決議により、2022年4月15日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行うとともに、2022年4月15日開催の臨時株主総会決議により、2022年4月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年1月1日から2022年6月24日までの間に、新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式総数は160,000株増加しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式7,376,000株、議決権の数は73,760個、発行済株式総数の株式数は7,376,000株、総株主の議決権の議決権の数は73,760個となっております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年7月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第2四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	789,046	853,088
売掛金	297,668	285,012
商品	23,181	49,552
貯蔵品	-	11,124
前払費用	19,082	35,248
その他	25,163	42,843
貸倒引当金	△3,203	△3,067
流動資産合計	1,150,938	1,273,802
固定資産		
有形固定資産		
レンタル用資産（純額）	131,883	100,319
機械装置（純額）	-	76,120
その他（純額）	56,158	11,530
有形固定資産合計	188,041	187,970
無形固定資産	2,491	2,204
投資その他の資産		
敷金	76,322	88,015
その他	1,644	1,644
投資その他の資産合計	77,967	89,659
固定資産合計	268,500	279,834
資産合計	1,419,439	1,553,637
負債の部		
流動負債		
買掛金	92,514	99,718
短期借入金	425,007	436,005
1年内返済予定の長期借入金	24,276	24,276
未払金	113,245	108,246
未払費用	5,959	12,006
未払法人税等	7,112	3,645
前受金	200,717	176,994
預り金	26,538	29,209
契約負債	14,530	15,755
その他	11,937	-
流動負債合計	921,839	905,857
固定負債		
長期借入金	435,829	425,024
資産除去債務	20,704	20,704
その他	-	6,192
固定負債合計	456,533	451,921
負債合計	1,378,372	1,357,778
純資産の部		
株主資本		
資本金	766,613	1,028,813
資本剰余金	909,169	1,171,369
利益剰余金	△1,674,716	△2,014,923
株主資本合計	1,066	185,259
新株予約権	40,000	10,600
純資産合計	41,066	195,859
負債純資産合計	1,419,439	1,553,637

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1,603,446
売上原価	833,451
売上総利益	769,994
販売費及び一般管理費	※ 869,616
営業損失(△)	△99,621
営業外収益	
受取利息	2
雑収入	468
営業外収益合計	471
営業外費用	
支払利息	5,884
営業外費用合計	5,884
経常損失(△)	△105,035
特別損失	
減損損失	234,027
特別損失合計	234,027
税引前四半期純損失(△)	△339,062
法人税等	1,145
四半期純損失(△)	△340,207

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△339,062
減価償却費	173,854
減損損失	234,027
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△136
契約負債の増減額 (△は減少)	1,225
受取利息	△2
支払利息	5,884
売上債権の増減額 (△は増加)	12,656
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△26,371
仕入債務の増減額 (△は減少)	189
未収消費税等の増減額 (△は減少)	△28,946
未払金の増減額 (△は減少)	△5,114
前受金の増減額 (△は減少)	△23,723
その他	11,389
小計	15,870
利息の受取額	2
利息の支払額	△5,884
法人税等の支払額	△2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,698
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△427,155
敷金及び保証金の差入による支出	△11,692
投資活動によるキャッシュ・フロー	△438,848
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	495,000
短期借入金の純増減額 (△は減少)	10,998
長期借入金の返済による支出	△10,805
財務活動によるキャッシュ・フロー	495,193
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	64,042
現金及び現金同等物の期首残高	789,046
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 853,088

【注記事項】

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業 会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クーポン利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、純額で収益を認識することとしております。また、売上時に付与したポイントについては、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として利用したときに売上高に振り替えております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、「契約負債」として組み替えております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響が2022年1月以降も一定程度継続するとの仮定をして、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(四半期貸借対照表関係)

1. 貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第2四半期会計期間 (2021年12月31日)
貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000	100,000

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
広告宣伝費	344,105千円
給料及び手当	149,420
支払手数料	132,567

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	853,088千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	853,088

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

新株予約権の行使に伴い、当第2四半期累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ262,200千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が1,028,813千円、資本剰余金が1,171,369千円となっております。

(セグメント情報等)

当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

当社は、パーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	パーソナルスタイリング事業
レンタル利用料等	1,376,008
販売売上 (買取料)	227,437
顧客との契約から生じる収益	1,603,446
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,603,446

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△65円48銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△340,207
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△340,207
普通株式の期中平均株式数(株)	5,195,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2022年4月15日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022 年 6 月 16 日

株式会社エアーフローゼット

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

芝田 雅也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧野 恭司

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エアーフローゼットの 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの第 8 期事業年度の第 2 四半期会計期間（2021 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで）及び第 2 四半期累計期間（2021 年 7 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エアーフローゼットの 2021 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 2 四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上